

2 自動車公害関係資料

表 2-1 自動車排出ガス規制 (平均値) の推移

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和 47年 度以 前規 制	(1) ガソリン・LPG車の一酸化炭素規制 〔LPG 1.5%〕 (4モード濃度規制) { ガソリン車 2.5% } (2) ガソリン・LPG車のブローバイガス、 蒸発ガス規制 [0g/テスト] (3) 軽油車のディーゼル黒鉛規制〔ろ紙の汚染 度50%〕	ガソリン・LPG車(軽自動車を除く。)の 一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%) (ただし、昭和47年9月までは 5.5%)
昭 和 48 年 規 制	昭和 47年 12月 告示 ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、 窒素酸化物規制 ① 軽量車(10モード重量規制) ② 重量車(6モード濃度規制) (ガソリン乗用車の場合) { 一酸化炭素 18.4g/km (10.2%) } { 炭化水素 2.94g/km (21.4%) } { 窒素酸化物 2.18g/km (29.0%) }	軽自動車の一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%)
昭 和 48 年 1 月 告 示		ガソリン・LPG車に対する減少装置の取 付け等の規制 { 低減率 } { ① 点火時期調整 } 炭化水素 6% 窒素酸化物 18% { ② 点火時期制御装置 } 炭化水素 10% 窒素酸化物 23%
昭 和 49 年 5 月 告 示	軽油車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物 規制(6モード濃度規制) { 一酸化炭素 790ppm (5%) } { 炭化水素 510ppm (10%) } { 窒素酸化物 直噴式 770ppm (20%) } { 副室式 450ppm (20%) }	(1) ガソリン・LPG車(乗用車のみ)の 炭化水素規制 (アイドリング時) { 4サイクル 1,200 ppm } { 2サイクル 7,800 ppm } { 特殊エンジン 3,300 ppm } (2) 軽油車のディーゼル黒鉛規制 (無負荷急加速時 ろ紙の汚染度50%)
昭 和 49 年 1 月 告 示	ガソリン・LPG車(乗用車、軽・中量車、軽 自動車の貨物車)の一酸化炭素、炭化水素、窒 素酸化物規制の強化 (ガソリン乗用車の場合) { 一酸化炭素 2.10g/km (89.8%) } { 炭化水素 0.25g/km (93.3%) } { 窒素酸化物 1.20g/km (60.9%) }	
昭 和 51 年 2 月 告 示	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物規 制強化 ① 等価慣性重量1トン以下 (ガソリン乗用車の場合) 0.60g/km (80.5%) ② 等価慣性重量1トン超過 0.85g/km (72.5%) 2サイクル車の炭化水素規制強化 4.50g/km (76.2%)	ガソリン・LPG車(トラック車)の炭化 水素規制 (アイドリング時) { 4サイクル 1,200 ppm } { 2サイクル 7,800 ppm } { 特殊エンジン 3,300 ppm }

種別 区分	新	車	使用過程車
昭和52年度規制	昭和51年12月告示	2サイクル車の炭化水素規制強化 0.25g/km (98.7%) ガソリン・LPG車(重量車)の窒素酸化物規制の強化 1,550ppm (41.0%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (直噴式 650ppm (32.5%) 副室式 380ppm (32.4%))	
昭和53年度規制	昭和51年12月告示	ガソリン・LPG車(乗用車)の窒素酸化物規制強化 (ガソリン常用の場合) 0.25g/km (91.9%)	
昭和54年規制	昭和53年1月告示	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 (軽量車 1.00g/km (67.4%) 中量車 1.20g/km (60.9%) 重量車 1,100ppm (58.1%)) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (直噴式 540ppm (43.9%) 副室式 340ppm (39.6%))	
昭和56年規制	昭和54年8月告示	ガソリン・LPG車(軽量車・中量車)の窒素酸化物規制強化 (軽量車 0.60g/km (80.5%) 中量車 0.90g/km (70.7%))	
昭和57年規制	昭和55年9月告示	ガソリン・LPG車(重量車・貨物車)の窒素酸化物規制強化 (重量車 750ppm (71.4%) 貨物車 0.90g/km (70.7%)) 軽油車(副室式)の窒素酸化物規制強化 290ppm (48.4%)	
昭和58年規制	昭和56年8月告示	軽油車(直噴式)の窒素酸化物規制強化 470ppm (51.2%)	
昭和61年規制	昭和59年10月告示	手動変速機付軽油車(乗用)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物の規制強化 (一酸化炭素 2.10g/km (33%) 炭化水素 0.40g/km (56%) 窒素酸化物 等価換算重量 1.25トン超 0.90g/km (63%) " 1.25トン以下 0.70g/km (71%))	

種別 区分	新	車	使用過程車
昭和62年規制	昭和60年9月告示	自動変速機付軽油車(乗用)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 61年規制と同じ	
昭和63年規制	昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物一酸化炭素、炭化水素の規制強化 一酸化炭素 2.10 g/km (89.8%) 炭化水素 0.25 g/km (93.3%) 窒素酸化物 0.25 g/km (91.9%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 直噴式 中量車(1.7～2.5トン) 380ppm(60%) 重量車(2.5～3.5トン) 400ppm(58%) 副室式 軽量車(1.7トン以下) 0.90 g/km(53%) 中量車(1.7～2.5トン) 260ppm(53%)	
平成元年規制	昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車(中・重量車)の窒素酸化物の規制強化 中量車(1.7～2.5トン) 0.70 g/km (77.2%) 重量車(2.5トン超) 650ppm (75%) 軽油車の窒素酸化物規制強化(大型トラクター・クレーン車を除く) 直噴式重量車(3.5トン超) 400ppm (58%) 副室式重量車(2.5トン超) 260ppm (53%)	
平成2年規制	昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車(軽貨物)の窒素酸化物の規制強化 0.50 g/km (84%) 軽油車の窒素酸化物規制強化 (大型トラクター・クレーン車) 直噴式 大型トラクター・クレーン車 400ppm (58%) 副室式 大型トラクター・クレーン車 260ppm (53%)	
	昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン以下の乗用車 0.50 g/km (79%)	
平成4年規制	昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン超の乗用車 0.60 g/km (74%)	

種別 区分		新 車	使 用 過 程 車
平成 4 年 規 制	平成 3 年 3 月 告 示	ガソリン車LPG車(重量車)の窒素酸化物規制の強化 5.5g/KWh(80%)	
平成 5 年 規 制	平成 3 年 3 月 告 示	ディーゼル車(軽・中量車)の窒素酸化物の規制強化 直噴式 軽量車 0.60g/km(76%) 副室式 中量車 1.30g/km(74%)	ディーゼル黒鉛の規制強化 (ろ紙の汚染度)40%(80%) ディーゼル車(軽・中量車)の粒子状物質の規制 軽量車 0.20g/km(-%) 中量車 0.25g/km(-%)
平成 6 年 規 制	平成 3 年 3 月 告 示	ディーゼル車(重量車)の窒素酸化物の規制強化 直噴式 6.0g/KWh(74%)	ディーゼル黒鉛の規制強化 (ろ紙の汚染度)40%(80%) ディーゼル車(重量車)の粒子状物質の規制 乗用車 0.2g/km(-%) 重量車 0.7g/kwh(-%)

注：()内の％は、未規制に比べての削減率